

江別商工会議所 生命共済制度「祝金制度」規程

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する生命共済制度(平成30年8月1日以降分)の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する生命共済制度のうち、当商工会議所が独自に給付を行う祝金制度について規定するものであり、その対象者は会員事業所の生命共済制度(平成30年8月1日以降分)に加入する事業主・役員及びその従業員とする。

(給付内容)

第3条 本制度の給付は、祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。
2 支給は事業主に対し行うものとする。

(支給基準日)

第4条 支給基準日はそれぞれ加入者の40歳、50歳、還暦(60歳)の誕生月の1日とする。

(支給日)

第5条 支払日は誕生月の20日(休日の場合は前営業日)とする。

(付則)

第1条 この規程は、平成30年8月1日より実施する。

別表1 祝金給付内容

祝金区分	内 容
隆盛祝金40	加入者が満40歳に到達した月に一律5,000円を支給する。 ただし、加入後(効力発生日以降※)1年以上経過している加入者に限る。
隆盛祝金50	加入者が満50歳に到達した月に一律5,000円を支給する。 ただし、加入後(効力発生日以降※)1年以上経過している加入者に限る。
還暦祝金	加入者が満60歳に到達した月に一律5,000円を支給する。 ただし、加入後(効力発生日以降※)1年以上経過している加入者に限る。

※効力発生日とは、加入申込月の翌々月1日をいう。